

第3回試算の概要

資料3

- 公費の在り方の検討結果を踏まえ、初めて新制度を前提に実施。
 - ・ 追加公費（1,700億円）のうち一部(1,200億円)を含める。
 - ・ 普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定する。
 - ・ 所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新する。
 - 平成26～28年度の所得額を活用して、市町村ごとに3年平均所得額に変更。
 - 平成29年2月診療分までの実績と平成29年2月末までの被保険者数実績を反映して医療給付費等を推計。
- 今回の試算において、激変緩和を予行。
 - ・ 保険料の伸びの上限として都道府県が定める一定割合と国が提示する一定割合の双方を活用して行う。
 - ・ 一定割合を超過した市町村に対し、都道府県繰入金及び暫定措置(国公費)を投入して、一定割合で頭打ちとする。
 - ・ 一定割合と同率で下限割合も設定して、都道府県繰入金の重点分配による激変緩和も行う。
- 自然増分や医療費適正化効果等について、独自に仮定を置くことによって、試算結果を30年度予算編成に活用可能。

		平成28年12月	平成29年3月	平成29年8月	平成29年11月	平成30年1月
		第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (確定係数)	第3回試算 (確定係数+一部更新)	第1回算定 (仮係数)	第2回算定 (確定係数)
対象予算		平成29年度予算ベース (見込みのため過大)		平成29年度予算ベース (実態に近い丈に縮小)	平成30年度予算ベース	
制度前提		現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)	
追加公費		未反映		ほぼ反映(1,200億円)	基本的に反映(約1,600億円) ※結核・精神、非自発分のみ未反映	
内訳	普通調整交付金	—	納付金	約300億円	約300億円	同左
	暫定措置	—		約250億円	約300億円	同左
	特別調整交付金	—		約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	同左
	保険者努力(都道府県)	—		約200億円	約500億円	同左
	保険者努力(市町村)	—	標準保険税	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	同左

※特別高額医療費共同事業分については公費60億円を仮置き。 ※既存の特別調整交付金についても可能な限り算定。

第3回試算の概要について

第3回試算は、追加公費 1,700 億円のうち約 1,200 億円を含めるとともに、普通調整交付金の交付見込額を「都道府県単位」で算定している。また、所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新することによって、規模が縮小している。

1 追加公費 1,700 億円について

第三回試算においては、追加公費 1,700 億円のうち約 1,200 億円分を反映している。

<反映している項目>

- (1) 普通調整交付金 300 億円（算定式も変更されているため、追加分に対応した埼玉県配分額は不明であるが、総額は前回より約 33 億円増となっている。）
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。
- (2) 激変緩和対応額 300 億円のうち 250 億円分
県に交付され、激変緩和の為に一部市町村の納付金を減額。
- (3) 特別調整交付金（都道府県分）100 億円【既存分と併せて 200 億円】
交付対象市町村（H28 年度実績）に同額を配分後、子供の被保険者数に応じて配分。
各市町村の納付金額算定時に減額。
- (4) 保険者努力支援制度（都道府県分）500 億円のうち 200 億円分
市町村へ重点配分。各市町村の納付金額算定時に減額。
- (5) 保険者努力支援制度（市町村分）300 億円【別途特調から 200 億円付替予定】
H28 年度実績に応じて配分。各市町村の保険税必要額（e）算定時に減額。

<今回の試算に反映していない項目>

- (1) 激変緩和対応額 300 億円のうち 50 億円（今回と同じ配分割合とすると約 3 億円が埼玉県分）
県に交付され、激変緩和の為に一部市町村の納付金を減額。
- (2) 保険者努力支援制度（都道府県分）500 億円のうち 300 億円
市町村へ重点配分。各市町村の納付金額算定時に減額。
- (3) 特別調整交付金（市町村分）100 億円
精神疾患、非自発失業に応じた配分。納付金・保険税必要額（e）の算定

2 前回の試算との相違点

- (1) 平成 26 年度～平成 28 年 9 月診療の実績から医療費の見込みを算定していたが、平成 28 年度（平成 29 年 2 月診療）までの診療実績を見込み算定している。
→結果、前回の試算と比較し、医療給付費の見込額や公費が縮小している。
- (2) 所得額を過去 2 か年から過去 3 か年に変更し、 β を変更。
→ β （医療分）が 1.1221797917578 から 1.143575502864 に変更。
- (3) 国の暫定措置分と県繰入金を使用し、激変緩和措置の予行を実施している。
→平成 29 年度納付金額（試算）と平成 27 年度納付金相当額を比較し、一定割合（自然増 + α 、自然増）を超えている場合に激変緩和措置を行い、1 人当たり納付金の上昇抑制を図っている。

【第2回試算と第3回試算の主な項目の比較】

(単位:円)

	第2回試算		第3回試算		増減		納付金の増減要因 (1人当たり増減が+の場合)
	総額	1人当たり	総額	1人当たり	総額	1人当たり	
保険給付費	503,806,260,825	273,526	486,699,682,312	274,070	▲ 17,106,578,513	544	↑
前期高齢者交付金	214,059,089,577	116,217	211,724,519,081	119,226	▲ 2,334,570,496	3,009	↓
療養給付費等負担金	87,316,119,246	47,406	81,882,191,285	46,109	▲ 5,433,927,961	▲ 1,296	↓
国普通調整交付金	13,259,329,000	7,199	16,587,867,000	9,341	3,328,538,000	2,142	↓
県1号繰入金	11,454,265,000	6,219	15,303,805,000	8,618	3,849,540,000	2,399	↓
国調整交付金 (子ども)			748,633,000	422	748,633,000	422	↓
保険者努力支援制度 (県分)			1,369,039,000	771	1,369,039,000	771	↓
激変緩和措置分 (国暫定措置・県繰入金)			5,467,289,482	3,079	5,467,289,482	3,079	↓

	第2回試算		第3回試算		増減		納付金の増減要因 (1人当たり増減が+の場合)
	総額	1人当たり	総額	1人当たり	総額	1人当たり	
後期分納付金総額	48,514,280,580	26,339	50,126,275,925	28,227	1,611,995,345	1,888	↑
介護分納付金総額	18,987,096,897	10,308	19,083,198,866	10,746	96,101,969	438	↑